

山口県立こころの医療センター経営改善支援業務 仕様書

1 業務名称

山口県立こころの医療センター経営改善支援業務委託

2 業務目的

山口県立こころの医療センター（以下「当センター」という。）は、現在、各種経営改善に取り組んでいるが、県立病院として、将来にわたり住民の期待に応え、精神科医療の中核病院として、良質で安定した急性期・専門医療を提供してゆくためには、地域の精神科医療の経営環境の変化等を見据えながら、引き続き経営改善に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていく必要がある。

この業務は、こうした当センターの収益改善に向けた取り組みを一層推進し、実効性のあるものとするため、専門的な知識や実績を有する事業者にはコンサルティング業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 2 月 28 日まで

4 業務内容

収益改善に向けて、次の事項について、当センターでのヒアリングの実施、及び調査、分析等を通して現状や課題を明確にし、具体的な改善策を立案し、実施に向けた支援を行うこと。

なお、以下に明記されていない事項でも目的を達成するために効果的であると認められるものは、追加実施すること。

(1) 経営分析及び経営改善策の策定支援

- ア 財務（経営成績）状況の分析
- イ 事業（運営体制）状況の分析
- ウ 地域の医療需要等の外部環境の分析
- エ 院内の経営資源等の内部環境の分析
- オ アからエに基づく経営改善策の策定

(2) 地域連携機能の強化支援

- ア 地域の医療機関及び行政機関との連携体制の構築支援
- イ 急性期・専門医療提供にかかるネットワーク構築支援

(3) 収益性の向上に向けた改善策の実施支援

- ア 入院料等を含む施設基準の調査・分析
- イ 保険収益改善計画の策定及び実施支援

(4) 県立精神科病院としての経営・運営管理体制の構築支援

- ア 将来の地域の精神科医療のニーズの把握に基づく対策

イ 地域の医療機関との差別化及び連携の強化に係る対策

ウ 組織横断的なPDC Aサイクル体制の構築への対策

(5)その他、必要となる業務に係る支援・調整業務

5 委託業務の包括的要件

本委託業務の遂行に当たっては、その業務期間中において次の各項目に留意すること。

- (1)本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材として、病院業務の経験者等、精神科病院の経営・運営に精通した統括責任者1名及び主任担当者を含め2名以上を配置すること。
- (2)本業務委託の責任者の契約期間中における変更は、原則として認めない。
- (3)受託者は地域の環境調査を通じて、当センターの抱える事業環境の課題抽出を行い、経営改善のための実行支援も含めたコンサルティングを実施すること。
- (4)受託者は当センターで業務を行う日程は、全体スケジュールを踏まえ、当センターの方針及び病院業務の進捗に合わせ調整すること
- (5)職員に対してヒアリングを行う場合は、本件の当センター担当者と協議の上、その方法、時間、内容等について職員の負担を軽減できるよう配慮すること。
- (6)当センターで業務を行う以外の対応については、電話、ファクシミリ、電子メール等によりコンサルティングを継続すること。

6 委託業務の成果物

- (1)業務環境調査報告書
- (2)経営改善計画書
- (3)経営改善計画書策定にあたり使用した資料等一式
- (4)成果物は、原則A4版を基本とし、正1部、副10部、未製本1部を納品すること。
- (5)上記(1)から(3)のデータ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式の両方)を収録したCD-R等の記憶媒体

7 納品場所

地方独立行政法人山口県立病院機構 経営企画室

8 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算とする。

9 特記事項

- (1)本業務の実施に際して、成果物及び業務中における書類等に関する一切の権利は、当センターに帰属するものとする。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、当センターの承諾を必要とする。

- (2)当センターから提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び本業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (3)受託者は、この業務委託の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4)その他、本業務の実施に際して、本仕様書記載事項に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、速やかに当センターと受託者とで協議のうえ決定するものとする。

以上